

「相続手続依頼書」ご記入箇所について

お亡くなりになられた方の大和証券及び大和ネクスト銀行口座のお預りについて、お一人の方がお受取になる場合

A B C に、ご記入・実印のご捺印をお願いします。

お亡くなりになられた方の大和証券及び大和ネクスト銀行口座のお預りについて、複数の方がお受取になる場合

A B D に、ご記入・実印のご捺印をお願いします。

●ご記、実印

お亡くなりになられた方のご氏名、ご住所、生年月日、死亡年月日及び本書面のご記入日をご記入ください。

なお、ご氏名、生年月日が印字されている場合は、ご住所、死亡年月日及び本書面のご記入日をご記入ください。  
(ご住所は、死亡時における住民票上のご住所をご記入ください。)

相続人代表者のご署名・実印のご捺印・ご住所のご記入及び、法定相続人(※)の方全員のご署名・実印のご捺印をお願いします。

(※)遺言書、遺産分割協議書による相続の場合は、お亡くなりになられた方の大和証券及び大和ネクスト銀行の相続財産をお受取になる方について、ご署名・実印のご捺印をお願いします。

お亡くなりになられた方の大和証券及び大和ネクスト銀行口座のお預りについて、お一人の方がお受取になる場合は、

C 「I. 受取人が1名(1口座)の場合」欄に、

お受取人のご氏名、ご住所、大和証券取扱部店、口座番号をご記入ください。

なお、上記の場合、右側の D 「II. 受取人が複数名(複数口座)の場合」欄及び「相続財産明細」欄のご記入は不要です。

相続手続依頼書

兼 相続に係る分割移管依頼書 兼 特定口座開設者死亡届出書 兼 特定口座廃止届 兼 非課税口座開設者死亡届出書 兼 非課税口座廃止届出書 兼 相続上場株式等移

大和証券株式会社 御中 株式会社大和ネクスト銀行 御中  
私・私どもは、本書面記載の「留意事項」および「届出事項」に同意した上で、貴社(ご行)と取引を行っていた下記被相続人の相続財産(預託物件および預金)について、お社にご請求の必要書類を添付して本書面に指定した受取人口座への残高移管を依頼

【1. 被相続人】お亡くなりになられた方についてご記入ください。

氏名	大和 太郎 様	ご記入日	2020年3月1日
死亡日における住所	東京都中央	死亡日における住所	東京都中央
生年月日	昭和15年10月10日	死亡年月日	2020年2月25日

【2. 相続人代表者および相続人】相続人等の自署及び印鑑証明書の実印を捺す

代相続人	大和 証子	住所	東京都中央
その他相続人	大和 一郎	住所	

【3. 相続財産の受取人(受取人大和証券口座)・相続財産明細】

受取人が1名(1口座)の場合は、下段「I」をご記入ください。(右側「II」及び「相続財産明細」欄は不要です。)

受取人が複数名(複数口座)の場合は、右側の「II」及び「相続財産明細」欄をご記入ください。

I. 受取人が1名(1口座)の場合  
相続財産を受取られる方のお名前、ご住所、大和証券の口座番号等をご記入ください。

受取人	大和 証子	住所	東京都中央区日本橋
生年月日	昭和20年9月30日	取扱部店	本店 1 2 3 4 5
口座番号			

<留意事項>  
●上記の者を相続人代表者と定め、相続財産の選し先の指示、売却等その他一切の処分をなす旨に事件についてどのような事故が生じても私どもも相続人(相続人代表者)が一切の解決の責任を負うこと。  
●の遺言・遺言書はかからないこと。  
●原則、マイナンバー簿籍は、全て解約し、金額にて指定された受取人口座へ振り替えること。  
●大和ネクスト銀行預金残高は、全て解約し、一旦被相続人の大和証券口座へ振り替えたうえで、指定期限満了の移管を希望される場合は別途お申し出ください。  
●相続手続完了後に被相続人口座に遺留、有価証券その他の残高が発生した場合、その都度、被相続人口座の特定口座にて上場株式等の配当所得と譲渡所得の損益通算により連行金が発生の場合は、受取人①口座へ移管すること。  
●被相続人死亡日以後、残高移管完了日までの期間に発生した被相続人の非課税(NISA)口座に発生している、受取人が複数名の場合は、受取人①口座より追加で移管すること。  
●大和証券が合理的な判断ができない場合、特定口座への移管ができない場合など、手続きを執行する場合があります。

<特定口座・非課税(NISA)口座に関する届出事項>  
租税特別措置法第9条の8、同法第37条の11の9、同法第37条の11の10、同法第37条の14第1項から4項、当該口座につきその相続が開始されたので、租税特別措置法施行令第25条の10の7、同令第9のこの旨届出ます。  
租税特別措置法施行令第25条の10の2の規定に基づき、被相続人の特定口座で管理されていた別荘、受取人が特定口座を開設していない場合は、受取人①口座より追加で移管してください。また、相続手続完了後、相続財産明細欄の作成については大和証券に委任します。

<ご注意>ご記入内容の訂正を行った場合は、印鑑証明書の実印による訂正印の押印をお願いします。

記入見本

内容の訂正を行った場合は、印鑑証明書の訂正印の押印をお願いします。

【書(相続・遺贈)】

証券、預金に関しては大和ネクスト銀行に証明する書類・印鑑証明書、その他を提出します。

2020年3月1日  
日本橋 〇-〇-〇

日本橋 〇-〇-〇

ご記入は不要です。)  
「段I」のご記入は不要です。)

〇-〇-〇

与えること。  
大和証券および大和ネクスト銀行に対し何

れた受取人口座へ払戻すること。

生元となる有価証券の移管先へ移管する場合、当該連行金を受取人(受取人が複数

された上場株式等の配当・分配金等に係る

項までの規定の適用を受けている者が死亡

たは非課税(NISA)口座で管理していた被相続人が1名(1口座)の場合、相続上場株式等

お亡くなりになられた方の大和証券及び大和ネクスト銀行口座のお預りについて、複数の方がお受取になる場合は、

D 「II. 受取人が複数名(複数口座)の場合」欄に、

各お受取人のご氏名、ご住所、大和証券取扱部店、口座番号をご記入ください。  
また、「相続財産明細」欄についてもご記入ください。  
(本見本は、2名の方がお受取になる例としています。)

上記の場合、左側の C 「I. 受取人が1名(1口座)の場合」欄のご記入は不要です。

II. 受取人が複数名(複数口座)の場合(相続財産明細欄についてもご記入ください。)  
相続財産を受取られる方のお名前、ご住所、大和証券の口座番号、受取数量等をご記入ください。

受取人①	大和 証子	住所	東京都中央区日本橋〇-〇-〇
受取人②	大和 一郎	住所	福岡県福岡市中央区天神〇-〇-〇
受取人③		住所	
受取人④		住所	

相続財産明細		受取人①	受取人②	受取人③	受取人④
種類	銘柄	保有数量	単位	受取数量	受取数量
預金	普通預金	元本 500,000	円		500,000
預金	定期預金(000001)	元本 10,000,000	円	10,000,000	
株式	大和証券グループ本社(86010)	50,000	株	25,000	25,000
債券	IDX 日経225(6005601)	1,200,000	口		1,200,000

相続財産明細に対する、各お受取人への相続財産の分割明細をご記入ください。  
なお、相続財産明細について、あらかじめ印字されている場合は各受取人の受取数量のみをご記入ください。

また、相続財産明細が15銘柄を超える場合は、「別紙」相続手続依頼書についてもご記入いただき、本書面と「別紙」相続手続依頼書に、B 欄にご署名・ご捺印いただいた方全員の割印(実印)をお願いします。

受取人①	大和 証子	住所	東京都中央区日本橋〇-〇-〇
受取人②	大和 一郎	住所	福岡県福岡市中央区天神〇-〇-〇
受取人③		住所	
受取人④		住所	